

一般社団法人岩手県社会福祉士会  
役員選出規則細目

2024年7月13日  
理事会制定

1. 理事の定数（規則第3条関係）  
2025年度定時総会時に改選される（第19期）役員改選の理事定数は25名とする。
2. 理事候補者選出方法（規則第5条関係）
  - (1) ブロックと全県の2種類とする。
  - (2) ブロックの設置及び運営に関する規則第7条3により、ブロック代表を理事とし、盛岡ブロックにおいてはブロック代表の他に1名を加え、ブロック選出理事の候補者数は9名とし、総会において選任する。
  - (3) 全県の候補者数を16名とする。
  - (4) 委員会の設置及び運営に関する規則第6条2により、委員会の委員長を理事とし、総会において選任する。
  - (5) 委員会の委員長を除いた数を全県理事の候補者とし、総会で選任する。
3. 監事候補者選出方法（規則第5条関係）  
2025年度定時総会時に改選される（第19期）監事は、2名である。
4. 選挙管理委員会（規則第8条関係）  
選挙管理委員会は、二戸、久慈、盛岡、中部、胆江、両磐、沿岸、気仙の順に毎回5つのブロック毎に公募し、ブロックから推薦された者とする。
5. 役員選出方法（規則第10条関係）  
定数内の場合でも候補者ごとに議決権の過半数をもって行う。（定款第17条第3項）

以上